

65歳以上の公的年金受給者で、住民税を納税されている方へお知らせ

公的年金から住民税が特別徴収(天引き)されます

公的年金受給者の納税の便宜や市町村の住民税徴収事務の効率化を図るため、個人住民税の公的年金からの特別徴収(天引き)制度が平成21年10月から実施されています。特別徴収の対象となるのは、公的年金等に係る税額のみで、その他の所得に係る税額については普通徴収(個人納付)または給与からの特別徴収となります。

今年あらたに特別徴収の対象になられた方については、10月の年金分から特別徴収が開始されます。

※住民税の年金からの特別徴収制度は、納税方法の変更であり、この制度により新たに税負担が生じるものではありません。

※この制度に基づく住民税額は、その年の5月から6月にかけて市が決定(計算)し、年金保険者(日本年金機構など)へ個人住民税の特別徴収を依頼します。

◆年金特別徴収の仮徴収税額の算定方法の見直しについて(仮徴収税額の平準化)

年間の年金特別徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額(4・6・8月)の算出方法が改正されました。(右図参照)なお、本改正は仮徴収税額の算定方法の見直しを行うものであり、年税額の増減が生じるものではありません。

○改正後の特別徴収税額の算定方法

徴収月	年金特別徴収					
	仮徴収			本徴収		
	4月分	6月分	8月分	10月分	12月分	2月分
平成28年度まで	前年度の2月の徴収額と同額			年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3ずつ		
平成29年度から	前年度の年税額の1/6ずつ			年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3ずつ		

特別徴収の対象になる年金

老齢年金・退職共済年金等

※障害年金や遺族年金は課税の対象ではないため、特別徴収の対象にはなりません。

特別徴収の対象となる方

今年4月1日現在65歳以上で年金を受給されている方のうち、前年の年金所得で住民税の納税分がある方

※老齢基礎年金等の給付年額が18万円未満の方、介護保険料を天引きされていない方、転出された方、などで、特別徴収の対象とならない場合もあります。

■問い合わせ 税務課 市民税担当(内線153・154・155)

公共施設の管理運営に民間事業者のノウハウを!

市内公共施設の 指定管理者を募集

指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、公共施設の管理運営を広く民間事業者に任せられることができる制度です。

従来、公共施設の管理運営は、市が直接行つか、市が出資する法人や公共的団体などに委託されてきましたが、地方自治法の一部改正により現在では、民間事業者や団体なども管理ができることになっています。

本市では、運動施設や福祉施設、教育・文化施設など、多くの市民の皆さんに直接使用していただく公共施設に適用しており、皆さんの多様なニーズに対してより効果的・効率的に対応するため、民間の力を活用してサービスの向上を図ることを目的としています。

指定期間が満了する1施設 について指定管理者を公募

本市では、現在11の公共施設に指定管理者制度を導入し

ています。

今回、これらのうち平成29年度末で指定期間が満了となる1施設について管理運営を希望する団体を募集します。

■管理施設

荏崎市健康ふれあいセンター
ター及び道の駅にらさき

■管理開始時期

平成30年4月1日

■募集要項の配布

9月7日(木)

～9月29日(金)

■募集説明会

9月15日(金)

■応募受付期間

9月28日(木)

～10月6日(金)

■その他

募集要項及び申請書等は市ホームページに掲載してありますので、ご利用ください。

■問い合わせ

商工観光課 商工労政担当
(内線215・216)